

輪島市6小学校 いじめ防止基本方針

令和7年度版

1. いじめの定義と学校の基本姿勢

○いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

○基本認識と学校の基本姿勢

- ①「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ものであることを認識する。
- ②「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」ものであることを認識する。
- ③「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を児童に持たせる指導を徹底する。
- ④児童一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
- ⑤解消・解決したとみなしたいじめが、見えない所で続いていることがあることを認識する。
- ⑥定期的な調査・面談等で、きめ細かな実態把握に努め、情報を全職員で共有する。
- ⑦未然防止、早期発見、早期対応・解消に努める。
- ⑧個人情報の取扱いに十分注意を払い、高い人権意識をもつことを忘れない。

○＜未然防止＞＜早期発見＞＜早期対応＞の流れと項目

風通しのよい職場づくりで早期発見 風通しのよい学校づくりで早期対応

未然防止	○「学び合える」授業の推進 ○体験活動・心の教育の充実 ○道徳授業の充実（生命尊重） ○人権教育の一層の推進 ○ケース会議の充実 ○QUTテストの実施と活用 ○児童理解連絡会 ○生徒指導の4つの視点の活用 ○SNS等を通じて行われる いじめへの対策推進	早期発見	○人間関係の醸成 ○生活アンケート調査 ○学校生活でのサイン ○家庭生活でのサイン（保護者との連携） ○養護教諭との連携 ○教育相談の充実 ○教職員研修の充実 ○スクールカウンセラーとの連携	早期対応・解消	○組織的指導体制 ○個別指導（被害児童・加害児童） ○全体指導（学校・学年・学級） ○保護者との連携 ○継続指導（卒業時まで） ○関係機関との連携 「風通しの良い学校」
------	---	------	--	---------	--

2. いじめの早期発見

「あれ？」「おかしいな」「大丈夫かな？」と思ったら、抱え込まず「報・連・相」

○いじめられている児童が学校で出すサイン

学校生活の中で、児童は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。一人一人の児童の救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

＜学校での一日＞

発見する機会	観 察 の 視 点（特に、変化が見られる点）	
朝の会 授業の 開始時	○遅刻・欠席が増える ○用具、机、椅子等が散乱している ○周囲が何となくざわついている	○表情がさえず、うつむきがち ○一人だけ遅れて教室に入る ○席を替えられている
授業中	○正しい答えを冷やかされる ○ひどいアダ名で呼ばれる ○保健室によく行くようになる	○発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○グループ分けで孤立することが多い ○責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる
休み時間	○一人でいることが多い ○用事もないのに職員室等に来る	○遊びの中で孤立しがちである

発見する機会	観 察 の 視 点（特に、変化が見られる点）	
給食時間	○食べ物にいたずらをされる	○グループで食べる時、席を離している
清掃時	○嫌われるメニューの時に多く盛られる	○その子どもが配膳すると嫌がられる
放課後	○椅子や机がぼつと残る	○人の嫌がる仕事を一人でする
	○服が汚れたり髪が乱れたりしている	○顔にすり傷や鼻血の跡がある
	○急いで一人で帰宅する	○用事がないのに学校に残っている日がある

<注意しなければならない児童の様子>

様子等	観 察 の 視 点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	○活気がなく、おどおどしている	○寂しそうな暗い表情をする
持ち物	○視線を合わさない	○教師と話すとき不安な表情をする
その他	○教科書等にいたずら書きされる	○持ち物、靴、傘等を隠される
	○生活ノートに気にかかる表現が表れる	○掲示物等に落書きがある
	○下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている	

○家庭で出すサイン

保護者から、児童の家庭での様子についての情報を得て、指導に当たる。

観 察 の 視 点（特に、変化が見られる点）
○ 衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
○ 食欲がなくなったり、寝付きが悪かったり、体重が減少したりする。
○ 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。イライラしたり、落ち着きがなくなったりする。
○ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
○ 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。
○ 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
○ 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
○ 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
○ 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。

○未然防止の取り組みの検証

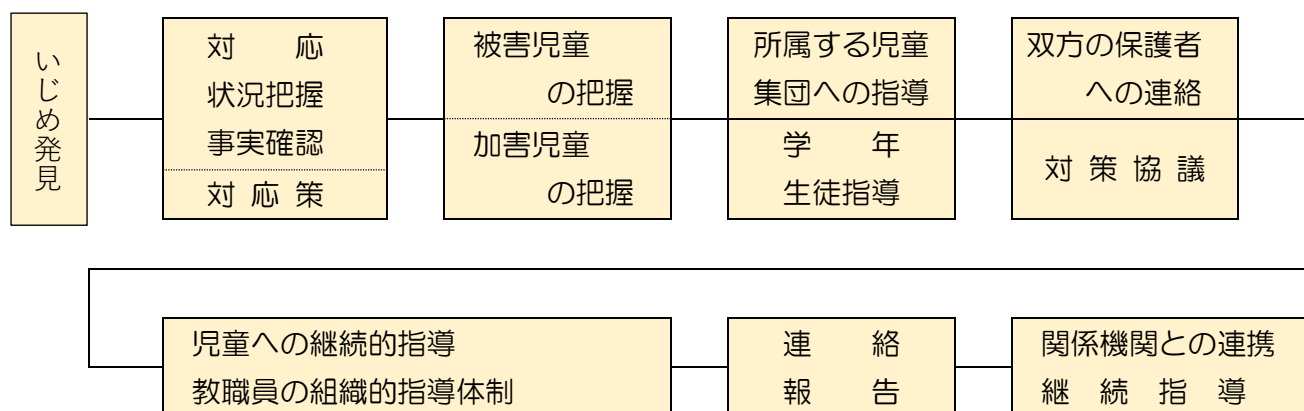
検証については以下のように行う。

- ・ 新たないじめの件数、いじめによる不登校の件数の比較（昨年度との比較）
- ・ QU テスト（Hyper）→要支援群に位置する児童の比較（昨年度との比較）
 - 要支援群に位置せずとも、個々の「被侵害・被承認」にも注目し、学級・学年全体を俯瞰しながら、個々の現状を複数の職員で捉える。
- ・ いじめアンケート→いじめはダメだ・・・１００％
 - 安心して学校で生活している・・・９８％以上

3. 早期対応の流れ

いじめられた子ども、いじめを知らせた子どもを徹底的に守り通す

いじめを発見した場合は、いじめた児童、いじめられた児童への個別の指導を徹底するとともに、全体に対する指導も行い、いじめている児童、いじめられている児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。（学級⇒生徒指導⇄教頭・校長⇄いじめ対策委員会・関係機関）



基本的な対応（把握すべき情報の一例）

- ・加害者と被害者の確認 「誰が誰をいじめているのか？」
- ・時間と場所の確認 「いつ、どこで起こったのか？」
- ・内容 「何をされたのか（言われたのか）？」
「どのような被害を受けたのか？」
- ・背景と要因 「いじめのきっかけは何か？」
- ・期間 「いつ頃から、どのくらい続けているのか？」

(1) 被害児童に対する対応の具体

- ① いじめられている児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させる。
- ② 一人で悩まず、必ず友人や親、教師等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ③ 児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図りながら、実態を把握する。
- ④ 謝らせたり、仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して、卒業時まで見守る。
- ⑤ 児童の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ⑥ いじめられている児童を守り通すとの観点から、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

(2) 加害児童に対する対応の具体

- ① いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- ② いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ③ 集団によるいじめの場合、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ④ いじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- ⑤ いじめた児童の不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ⑥ 教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ⑦ いじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている児童を守るために、いじめる児童の保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。

(3) 被害児童の保護者に対する対応の具体

- ① どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ② 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。
保護者の気持ちを十分に受け止めて、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ③ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等の事実を、正確に保護者に伝える。
- ④ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ⑥ 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、どんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

(4) 加害児童の保護者に対する対応の具体

- ① いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ② 教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。
- ③ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ④ 児童の変容を図るために、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

※(1)～(4)についての具体は対応として必要不可欠なものであるが、状況や児童。保護者の心理的要因等を把握しながら、記述した具体の他にも加味していく。

※児童・保護者への対応は、担任だけで対応するのではなく、組織的に対応していく。

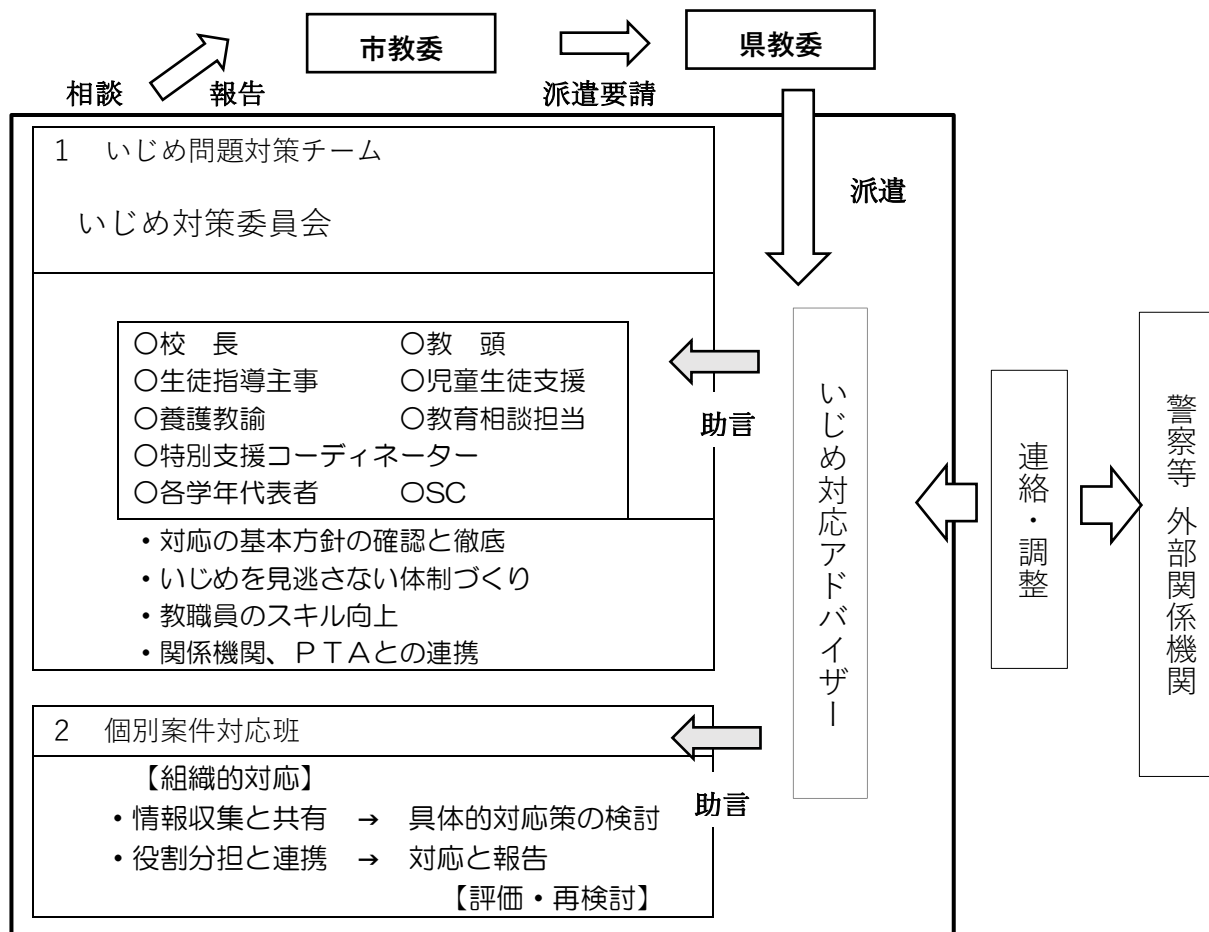
具体的には、被害児童・加害児童との良好な人間関係が構築できている職員が対応にあたったり、保護者との面談実施の場合は、必要に応じて生徒指導主事または管理職が参加して実施し、早期解消に努める。

4. いじめ対策委員会の常設

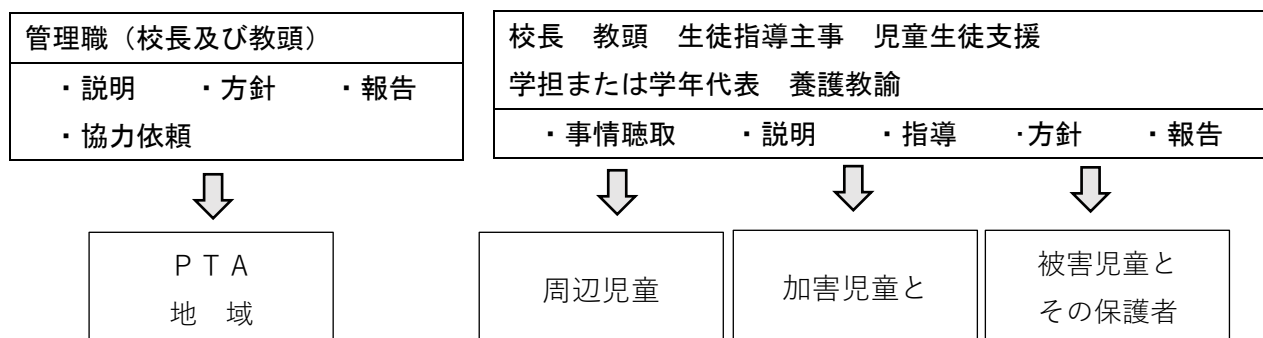
○いじめ問題に対する構内指導体制

いじめは慎重に、かつ素早く扱う必要があり、アフターケアの必要度も大きい。また、担任だけで解決しようとせず、日頃から組織的指導体制の重要性を確認しておく。

- ・「いじめを見逃さない」校内体制づくり ・外部に開かれた「風通しのよい」学校環境づくり



◎ 対応分担



5. いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

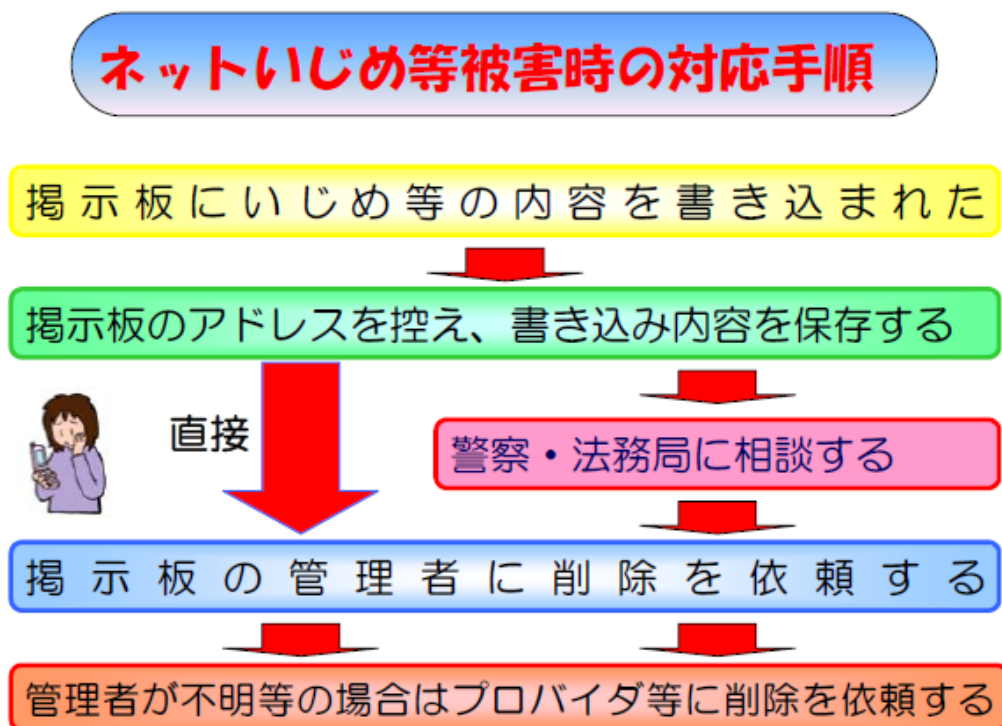
月	取 組 内 容	備 考
4月	・入学式、PTA総会での基本方針の説明「3つの“あ”」の説明 ・学校だより等やホームページ等を使った「方針」等の発信 ・生活力向上部会、職員研修会の実施 ・いじめアンケートの実施 ・4月第1週の児童理解全体会での情報の共有	職員の共通理解 「方針」の確認と周知 県・市いじめ調査
5月	・いじめアンケート、生活リズム調査の実施 ・生活力向上部会、児童理解分科会（ケース会議）の実施	県・市いじめ調査
6月	・いじめアンケート、QIアンケートの実施 ・生活力向上部会、児童理解分科会（ケース会議）の実施	県・市いじめ調査
7月	・いじめアンケートの実施 ・情報モラル教育の実施 ・生活力向上部会、児童理解分科会（ケース会議）の実施 ・いじめ対応アドバイザーを含めたいじめ対策委員会の実施	夏季休業中の指導 県・市いじめ調査
8月	・校内研修会の実施 ・児童理解全体会での共通理解と2学期へ向けての確認 ・生活力向上部会の実施	基本方針見直し① 県・市いじめ調査
9月	・生活力向上部会の実施 ・児童理解分科会（ケース会議）の実施 ・いじめアンケート	県・市いじめ調査
10月	・いじめアンケート、QIアンケートの実施 ・児童理解分科会（ケース会議）の実施	県・市いじめ調査
11月	・いじめアンケートの実施 ・児童理解分科会（ケース会議）の実施 ・生活力向上部会	県・市いじめ調査
12月	・生活力向上部会の実施 ・児童理解全体会での共通理解と2学期へ向けての確認	冬季休業中の指導 県・市いじめ調査
1月	・いじめアンケート、生活リズム調査の実施 ・生活力向上部会、児童理解分科会（ケース会議）の実施 ・いじめ対応アドバイザーを含めたいじめ対策委員会の実施	県・市いじめ調査
2月	・いじめアンケートの実施・児童理解分科会（ケース会議）の実施 ・いじめ対応アドバイザーを含めたいじめ対策委員会の実施 ・生活力向上部会、児童理解研修会による今年度の方針・対策の見直しと次年度に向けての対策検討	県・市いじめ調査 いじめを見逃さない学校づくり実施報告 基本方針見直し②
3月	・いじめアンケートの実施 ・生活力向上部会の実施 ・児童理解分科会（ケース会議）の実施	国・県・市いじめ調査 休業中の指導 次年度への引き継ぎ

6. インターネットを通じて行われるいじめへの対応

(1) 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ① 関係機関との連携による、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ② 児童が相談しやすい学校の環境を整える→情報モラル教育並びにデジタルシチズンシップ教育の実施
- ③ 「ネットいじめ」についての教職員の理解をはじめ、児童と保護者が「ネットいじめ」の危険性や家庭のルールについて考える教育活動を実施する。
- ④ PTA と連携し、インターネット等利用における家庭でのルール作りを啓発する。
「児童は、夜9時以降はネット機器を親に預ける」
- ⑤ 特別な目的で使用する場合を除き、携帯電話等を持たせないよう保護者に周知・啓発する。
- ⑥ 児童に携帯電話等を持たせる場合は、フィルタリングサービスの利用を徹底することを保護者に周知・啓発する。

(2) 「ネットいじめ」の対応について



(3) インターネット使用のリスクについて

- ① SNS でのトラブル
何気ない書き込みにより、友人関係が悪化。さらに、自身がいじめの加害者になってしまい、本人も予期しない事件へと発展する恐れがある。
- ② ネット依存
動画の視聴や無料通話アプリ、SNS、オンラインゲームなどの利用によって、1日中インターネットをやり過ぎてしまい、日常生活に支障をきたすようになる恐れがある。
- ③ 誘い出し
出会い目的のサイトに限らず、インターネット上で知り合った人に、性別や年齢を偽られた状態で誘い出されて、自身が被害に遭う恐れがある。
- ④ ネット被害
個人情報やウェブサイトや、スマートフォンアプリを経由してインターネット上に出回り、不正な費用を請求されたり、悪質な迷惑メールが頻繁に届いたりする恐れがある。